

○武蔵野大学通信教育部学則

(平成14年 4月 1日)

改正 平成15年 4月 1日 平成17年 4月 1日
 平成19年 4月 1日 平成20年 4月 1日
 平成21年 4月 1日 平成22年 4月 1日
 平成23年 4月 1日 平成24年 4月 1日
 平成25年 4月 1日 平成26年 4月 1日
 平成26年10月 1日 平成27年 4月 1日
 平成28年 4月 1日 平成29年 3月 7日
 平成29年 4月 1日 平成31年 4月 1日
 令和 2年 4月 1日 令和 3年 4月 1日
 令和 4年 4月 1日 令和 5年 4月 1日
 令和 6年 4月 1日 令和 7年 4月 1日
 令和 8年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 武蔵野大学通信教育部(以下「本通信教育部」という。)は、通信手段を有効活用した教育を行うことにより、仏教精神を根幹として学識、情操、品性ともにすぐれた人格を育成するとともに、学問の研究を深め、世界の平和と人類の幸福に寄与することをもって目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本通信教育部は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検、評価に関する事項・体制については、武蔵野大学自己点検・評価規程に定める。

(学長)

第2条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、武蔵野大学通信教育部学長裁定内規に定める。

(認証評価)

第2条の3 本通信教育部は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けるものとする。

(学部・学科等名称、学生定員及び目的)

第3条 本通信教育部に、次の学部、学科、専攻及び専修の通信教育課程を置き、定員及び目的は次のとおりとする。

(1) 定員

学部	学科	専攻・専修	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	4年次編入学定員	收容定員
国際データサイエンス学部	データサイエンス学科	—	32名	—	15名	10名	168名
人間科学部	人間科学科	心理学専攻	250名	—	700名	—	2400名
		仏教学専攻					
		社会福祉専攻					
教育学部	教育学科	小学校専修	15名	55名	—	—	225名
		国語科専修					
		英語科専修					

※1 人間科学部において、欠員が生じた場合には、4年次編入学を認めることができる。

※2 教育学部において、欠員が生じた場合には、3年次編入学を認めることができる。

※3 人間科学部人間科学科社会福祉専攻の入学・編入学定員は100名とする。

(2) 目的

ア国際データサイエンス学部データサイエンス学科は、仏教精神を根幹として学識、情操、品性にすぐれた人格を育成するとともに、データ、メディアコンテンツ及びそれらの分析・統合による「知の創造」を対象とする新しい学術を志向し、多くの応用の発展を実現できる人材の養成を目的とする。

イ人間科学部人間科学科は、現代社会や現代人が抱える心の問題を心理学、仏教学又は社会福祉学の側面から考え、人間の心の本質を探究し、総合的視野で深く人間を理解できる人材の育成を目的とする。

ウ教育学部教育学科は、児童生徒の成長・発達に関する知識を学習し、児童生徒を健やかに育むための技術と実践力を身につけ、教育とその支援活動を行える、高い人格と専門的な実践力・企画力をもった教育者の育成を目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第4条 本通信教育部の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、人間科学部及び教育学部において10年、国際データサイエンス学部において8年を超えることができない。

第2章 授業科目及び履修方法並びに単位算定基準

(授業科目)

第5条 本通信教育部の授業科目及び履修単位数は、別表(1)及び通信教育部教育学部教育学科履修内規のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、通学課程の授業科目を履修させることができる。

(学期)

第5条の2 授業は、4月15日から翌年2月11日までの間に適切に行うものとする。ただし、国際データサイエンス学部データサイエンス学科においては、武蔵野大学学則第8条の規定によるものとする。

(単位)

第6条 各授業科目の単位数は、おおむね15時間から45時間までの範囲で科目ごとに定める時間の授業もしくは学修をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修単位の上限)

第7条 通信による1学年間の履修単位は、国際データサイエンス学部1年次40単位、2年次42単位、3年次44単位、4年次34単位、人間科学部42単位、教育学部55単位を上限とする。ただし、国際データサイエンス学部3年次編入生、4年次編入生は50単位、人間科学部人間科学科心理学専攻及び仏教学専攻3年次編入生は44単位、人間科学部人間科学科社会福祉専攻3年次編入生は47単位、人間科学部4年次編入生は、64単位を上限とする。

第3章 学習指導

(授業方法)

第8条 授業は、印刷教材等による授業、メディア授業及び面接授業によって行なう。

2 メディア授業及び面接授業によって行なわれる科目については、別に定める。

(指導方法)

第9条 授業は、教科書及びスタディガイドを配布し、質疑応答、設題解答及び添削指導その他適宜の方法によって行う。

2 メディア授業は、教材等を電子メディアで配布し、質疑応答、設題解答、意見交換及び添削指導その他適宜の方法によって行う。

(設題への解答)

第10条 各授業科目の設題に対しては、所定の期間内に解答を提出しなければならない。

(面接授業の所要単位数)

第11条 学生は4年を通じて面接授業又はメディア授業により、30単位以上を修得しなければならない。

2 前項の30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(面接授業の実施)

第12条 面接授業は、原則として本学で実施し、その時期、方法についてはその都度これを指示する。

第4章 試験及び単位の認定

(科目試験の対象者)

第13条 人間科学部及び教育学部において、科目試験を受けることができる者は、第10条に定める設題の解答を提出した者に限る。国際データサイエンス学部において、科目試験を受けることができる者は、当該授業科目を履修した者とする。

(単位の認定)

第14条 科目試験に合格した科目については、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。以下「入学前の既修得単位」という。)を本学で修得した単位とみなし認めることができる。

2 編入学した者の入学前の既修得単位は、教育に支障のない限りにおいて、包括的に認定することができる(以下「包括認定」という。)

3 入学前の既修得単位の認定の運用については、「武蔵野大学通信教育部単位認定内規」の規定によるものとする。

(成績評価)

第15条 科目試験の成績評価は、次のとおりとする。

S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、

C(69点～60点)、D(59点～0点)。

C以上を合格とし、Dは不合格とする。

(再試験)

第16条 科目試験の不合格者は、所定の手続を経て再試験を受けることができる。ただし、国際データサイエンス学部を除く。

第5章 卒業・学位授与及び資格の取得

(卒業の要件)

第17条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、別表(1)の履修要件を満たして124単位以上修得していることとする。

2 前項の124単位のうち、最低30単位は面接授業又はメディア授業によって取得しなければならない。

3 第1項の124単位に、通学課程及び他学部・他学科の科目の単位をあてることができる。

4 第1項の定めにかかわらず、3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、卒業させることができる。

5 第1項の124単位に、編入学における包括認定の単位をあてることができる。

(学位)

第18条 前条の要件を満たした者には、学長が教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定し、次の学位を授与する。

2 学位の種類は、次のとおりとする。

国際データサイエンス学部 データサイエンス学科 学士(データサイエンス学)

人間科学部 人間科学科 学士(人間学)

教育学部 教育学科 学士(教育学)

(社会福祉士)

第18条の2 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく本学所定の別表(1)の単位を修得しなければならない。

(教員免許状の取得)

第18条の3 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく本学所定の別表(1)の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

教育学部	教育学科	高等学校教諭1種免許状(国語・書道)
------	------	--------------------

		高等学校教諭 1 種免許状 (英語)
		中学校教諭 1 種免許状 (国語)
		中学校教諭 1 種免許状 (英語)
		小学校教諭 1 種免許状

第 6 章 入学、休学、退学、復学、再入学、除籍、編入学及び転部・転科・転専攻
(入学の時期)

第 1 9 条 入学の時期は、毎年 4 月及び 1 0 月とする。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第 2 3 条の規定によるものとする。

2 学年は、毎年 4 月 1 日及び 1 0 月 1 日に始まり、4 月 1 日に始まる学年に入学する者は、次の年の 3 月 3 1 日に終り、1 0 月 1 日に始まる学年に入学する者は、次の年の 9 月 3 0 日に終る。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第 7 条の規定によるものとする。

(入学資格)

第 2 0 条 本通信教育部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(選考)

第 2 1 条 入学志願者に対しては選考を行う。選考の方法については別に定める。

(出願)

第 2 2 条 入学志願者は、本学所定の入学願書及びその他の書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可)

第 2 3 条 入学の許可は、本学所定の学費を指定の期日までに納入した者について学長が教授会の意見を聴き、これを与える。

(手続き)

第 2 4 条 入学を許可された者は、本学所定の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第 2 5 条 独立の生計を立てている者以外の入学者は、保証人を必要とする。

2 保証人は、その学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

(氏名・住所等の変更)

第 2 6 条 学生、保証人が転籍、転居又は改名したときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

(保証人の変更)

第 2 7 条 保証人が死亡したとき又はその資格を失ったときは、新たにこれらを定めて届け出なければならない。

(休学)

第 2 8 条 病気その他やむを得ない理由により休学を希望する者は、理由を具した休学願を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第 3 2 条の規定によるものとする。

(休学期間)

第29条 休学期間は、原則として当該年度内とする。ただし、やむを得ない場合には、その期間を1年ごとに2年まで延長することができる。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第33条第1項の規定によるものとする。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第33条第2項の規定によるものとする。

(休学期間の在学年限への参入)

第30条 休学期間は、在学年限に算入しない。

(退学)

第31条 退学を希望する者は、その理由を具した退学届を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(復学・再入学)

第32条 休学又は退学及び除籍した者が復学又は再入学を願い出たときは、選考の上、学長が教授会の意見を聴き、これを許可することがある。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第31条の4及び第31条の5の規定によるものとする。

2 前項により許可された者が以前に修得した単位(認定単位も含む)は、これを認定することができる。

3 人間科学部及び教育学部においては、退学及び除籍以前の在学期間は、所定の在学年限に算入しない。

4 復学及び再入学の時期は、第19条に定める時期とする。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。ただし、国際データサイエンス学部においては、武蔵野大学学則第38条第1号、第2号、第3号、第5号の規定によるものとする。

(1) 在学期間が所定の年数を超える者

(2) 休学期間が引き続き2年を超える者

(3) 授業料その他学費を滞納し催告してもこれに応じない者

(4) 死亡の届け出があった者

(編入学)

第34条 本通信教育部に編入学を希望する者については、選考の上、学長が教授会の意見を聴き、これを許可する。

2 (削除)

3 編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 2年次編入学及び3年次編入学においては短期大学、4年次編入学においては短期大学(3年制)を卒業した者

(2) 2年次編入学においては大学の課程1年(30単位以上)、3年次編入学においては2年(62単位以上)、4年次編入学においては3年(93単位以上)を修了した者

(3) 大学を卒業した者(学校教育法第104条第7項に定める独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与された者を含む)

(4) 大学入学有資格者で文部科学大臣の定めた基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者

(5) 2年次編入学及び3年次編入学においては旧専門学校(3年制)を卒業した者

(6) 2年次編入学及び3年次編入学においては高等専門学校(5年制)を卒業した者

(7) 2年次編入学及び3年次編入学においては国立大学養護教諭養成所(3年制課程)、国立工業教員養成所を卒業した者

(8) 2年次編入学及び3年次編入学においては高等学校等の専攻科(修業年限2年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす)を修了した者

(9) 国際データサイエンス学部においては、外国における14年以上の課程を修了した者

(通信課程・通学課程間の転部・転科)

第35条 通信教育課程より通学課程又は通学課程より通信教育課程に転部・転科を希望する者があるときは、選考の上、学長がこれを許可することができる。

(転部・転科・転専攻)

第35条の2 本通信教育部の学生が、転部・転科・転専攻を願い出たときは、選考の上、学長

がこれを許可することがある。

2 前項については、武蔵野大学通信教育部転部・転科・転専攻に関する規程に定める。

(復学・再入学・編入学・転部・転科・転専攻の選考に関する手続き)

第35条の3 第32条第1項、第34条第1項、第35条及び第35条の2第1項の選考に関する手続きは、第21条から第24条の規定を適用する。

(併修)

第36条 本通信教育部の学生は、在籍する通信教育課程以外に正規の大学課程(大学院、短期大学を含む。)を併修することはできない。ただし、国際データサイエンス学部においては、教授会が認めた場合を除く。

第7章 学費

(学費)

第37条 本通信教育部の学費は、別表(2)のとおりとする。ただし、選考料及び面接授業料については、学費等に関する規程に定める。

(納入方法及び時期)

第38条 学費の納入方法及び納入時期については、武蔵野大学通信教育部の学費の納入に関する規程に定める。

(納入金の返還)

第39条 既納の学費は、別に定めのある場合を除き、原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(休学中・留年中の学費)

第40条 休学中の学費及び留年中の学費については、学費等に関する規程に定める。

(卒業論文審査料)

第41条 卒業論文審査料については、学費等に関する規程に定める。

(再入学の学費)

第42条 再入学の学費については、学費等に関する規程に定める。

(期中の退学・転学の学費)

第43条 年度の途中において退学又は転学をしようとする者は、その年度の学費を納入しなければならない。ただし、国際データサイエンス学部において学期の途中において退学又は転学をしようとする者は、その期の学費を納入しなければならない。

(学費の改定)

第44条 経済事情等の変化によって必要がある場合は、学費を改定することがある。

2 学業人格とも優秀で経済力に乏しい学生については選考の上、授業料免除の方法を講ずることがある。

3 特別な事由のある場合は、学費等に関する規程及び武蔵野大学通信教育部学費等に関する細則に定めるところにより学費の減免を行うことができる。

第8章 教員及び運営組織

(授業担当教員)

第45条 本通信教育部の授業は、原則として本学の通信教育課程及び通学課程の教員があたるとする。ただし、必要に応じ、適任者を講師として委嘱することができる。

2 本通信教育部の学修支援については、前項に定める者のほか、アカデミック・アドバイザー及び学修メンターに担当させることができる。

(教授会の設置及び構成)

第46条 本通信教育部の学部に教授会を置く。教授会は学部長、学科長及び教授をもって構成する。ただし、学部長が必要と認めるときは構成員以外の教職員の出席をもとめることができる。

(招集及び議長)

第46条の2 教授会は、原則としてあらかじめ議案を通知して学部長がこれを招集し、その議長となる。学部長に事故があるときはあらかじめ学部長の指名した者が代行する。

(教授会の審議事項)

第47条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
 - (4) 教育及び研究にかかわる規則及び組織に関する事項
 - (5) 教育課程及び履修方法に関する事項
 - (6) 学生の試験に関する事項
 - (7) 学生の休学・退学・復学・再入学・転学・転部・転科・転専攻に関する事項
 - (8) 学生の賞罰に関する事項
 - (9) 学生の厚生補導に関する事項
 - (10) その他教育及び研究に関する重要事項
 - (11) 上記各号に関する諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (12) 学部運営上学部長が必要と認めた事項
- 2 前項第1号から第3号については、学長に意見を述べることとし、第4号以降については、学長の求めに応じ学長に意見を述べるができる。
 - 3 教授会の運営は各学部の教授会運営内規に定める。

第9章 付属施設、厚生施設、保健施設

(施設の使用)

第48条 本通信教育部の学生は、本学の付属施設、厚生施設、保健施設を使用することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第49条 次の各号の一に該当する者に対し、学長はこれを賞することができる。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者

2 前項以外にも、学長が特に優秀と認めた者については、これを賞することができる。

(懲戒)

第50条 本通信教育部学則に背き又は本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為のあるときは、学長はこれを懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り、成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (4) 著しく学生の本分に反し、本学の秩序を乱した者

3 第1項の懲戒が正式に決定するまでの期間、学長は当該学生に対し、自宅謹慎を命じることができる。なお、停学の懲戒を受けた場合、自宅謹慎期間を停学期間を含めることができる。

4 懲戒に関しては、武蔵野大学通信教育部学生懲戒内規に定める。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第51条 第20条または第34条第3項の各号に該当する者で、特定の授業科目の履修を申し出た者には、本通信教育部の教育に支障のない限り、学長が科目等履修生として受入れを許可することができる。

2 特定の授業科目を任意に選択して履修する一般の科目等履修の他、人間科学科にあらかじめ指定された科目を履修する「本願寺派教師資格コース」及び「看護学コース」を置く。

3 科目等履修生に関する事項は、「武蔵野大学通信教育部科目等履修生規程」の規定によるものとする。

(履修料)

第52条 科目等履修生として履修を許可された者は、指定の期日までに入学金（登録料）、履修料及び補助教材費（以下「履修料等」という。）を納入し、諸手続きを完了しなければならない。

2 履修料等については、学費等に関する規程に定める。

(履修期間)

第53条 科目等履修生の履修期間は、人間科学部及び教育学部において1年間とし、国際データサイエンス学部においては、履修科目の開講期によるものとする。ただし、引き続き履修を希望する場合は、その都度願い出て学長の許可を得るものとする。

2 10月に入学する者及び第51条第2項に定めるコースを履修する者にかかわる履修期間は、武蔵野大学通信教育部科目等履修生規程に定める。

(科目等履修生の単位認定)

第54条 科目等履修生が授業科目の科目試験に合格したときは、第14条の規定により所定の単位を与える。

(科目等履修生の規定の適用)

第55条 科目等履修生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を適用する。

第12章 聴講生

(聴講生)

第56条 第20条に該当する者で、特定の授業科目の聴講を申し出た者には、本通信教育部の教育に支障のない限り、学長が面接授業の聴講生として受入れを許可することがある。

ただし、単位を認めることはない。

(聴講料)

第57条 聴講生として聴講を許可された者は、指定の期日までに聴講料を納入し、諸手続きを完了しなければならない。

2 聴講料については、学費等に関する規程に定める。

(聴講生の規定の適用)

第58条 聴講生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (第1条及び第3条一部改正)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日以前から在学している者の学費は、第37条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (第5条別表(1)、第32条第1項、第2項及び第3項一部改正)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (第1条、第3条、第5条別表(1)一部改正)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (第5条別表(1)一部改正、第8条2項追加)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (第34条一部改正、第56条、第57条、第58条追加)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (第3条、第5条別表(1)、第7条、第37条別表(2)一部変更、第18条の2、第35条の2追加)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (第3条第1号及び第2号、第5条別表(1)一部変更)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (第3条第1号及び第2号、第5条第1項及び別表(1)、第6条、第7条、第18条第2項、第35条の2一部変更、第5条第2項、第5条の2、第17条第3項、第18条の3追加)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (第5条別表(1)一部変更)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第38条別表（2）備考一部変更）

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（第2条の2、第18条、第22条、第23条、第24条、第31条、第32条、第34条、第35条、第35条の2、第35条の3、第46条、第47条、第49条、第50条一部変更）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（第3条第1号、第5条別表（1））

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（第1条変更）

この学則は、平成29年3月7日から施行する。

附 則（第3条第1号、第5条別表（1）、第34条第3項一部変更）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条第1項及び別表（1）、第18条第2項、第18条の3、第37条別表（2）一部変更）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（第46条第2項一部変更）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第2条の3追加）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条別表（1）、第7条、第21条、第34条 一部変更）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、人間科学部人間科学科社会福祉専攻において、令和3年3月31日以前から在学している者、令和3年度の3年次・4年次編入生、令和4年度の3年次（4月入学に限る。）・4年次編入生及び令和5年度の4年次編入生（4月入学に限る。）については、第5条別表（1）（共通科目を除く）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第37条、別表（2）一部変更）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第7条一部変更）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第17条第4項追加）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第46条第1項、第2項一部変更）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（附則変更）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1） 一部変更）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第38条別表（2）備考一部変更、第33条第4号、第44条第3項、第51条第2項、第53条第2項追加）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）一部変更）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（第36条、第37条 別表（2）、第38条 別表（2）備考、第39条 一部変更、第39条 第2項追加）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前から引き続き本通信教育部に在籍している者については、第37条別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第5条第1項別表（1）、第25条 一部変更）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（見出し追加、第2条、第2条の2、第3条、第4条、第5条別表（1）、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第16条、第17条、第18条、第19条、第23条、第24条、第28条、第29条、第32条、第33条、第34条、第35条の2、第35条の3、第36条、第37条、第37条別表（2）、第38条、第40条、第41条、第42条、

第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条 一部変更、第14条の2、第46条の2 追加)

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前から引き続き本通信教育部に在籍している者については、第5条別表(1)の共通科目の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (第3条、第29条第2項、第33条、第53条第1項 一部変更)

この学則は、令和8年4月1日から施行する。